

里親家庭の子どもの支援に関する包括的研究 — 国外の視察調査から —

Comprehensive Study on Support for Children in Foster Care
— From overseas inspection and research —

山本 真知子

大妻女子大学人間関係学部

Machiko Yamamoto

Faculty of Human Relations, Otsuma Women's University

キーワード：里親養育支援、里親家庭の子どもの支援、アドボケイト、グリーフケア

Key words: Supporting Foster Carer, Support for Children in Foster Care, Advocate, Grief Care

抄録

本稿は、里親家庭の子どもの支援を今後日本でより幅広く行っていくために、オーストラリアのニューサウスウェールズ州（NSW）のシドニーを中心に子どもの支援を行っている複数の団体への視察と、アメリカ合衆国ハワイ州ホノルルのグリーフケアを行っている団体への視察を行った結果から、日本の里親支援の包括的支援を今後拡充するにあたっての内容を明らかにすることを目的として研究を行った。

視察からは、国や地域、文化的な背景などの違いはあるが、今後日本で里親家庭の支援を展開していく際に、必要な視点を得られた。

1. 研究の背景と目的

国は2016年の児童福祉法改正や2017年に発出された「新しい社会的養育ビジョン」等により、里親委託を推進している。里親委託を推進するためには里親支援の充実が求められ「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」を発出し、フォスタリング機関事業が開始され、同ガイドラインは2024年に新しく改訂された（こども家庭庁2024a）。また、2022年の児童福祉法改正では、児童福祉施設に里親支援センターが新たに新設され、年々里親養育への支援は拡充している（こども家庭庁2024b）。しかし、フォスタリング機関ガイドラインや里親支援センターの設置運営の支援の中心は養育を行う「里親への支援」であり、里親等委託児童自立支援業務以外に、里親家庭で生活する「子どもに対する支援」に関しては詳細に述べられていない。

本稿は、里親家庭の子どもの支援に着目し、個別の支援だけではなくピアサポートやアドボカシーといった視点から里親家庭の子どもの支援を包括的に考えるため、国外の複数の機関への調査から日本の里親家庭の子どもへの支援を今後拡充するにあたっての内容を明らかにすることを目的とする。

2. 里親家庭で生活する子どもの背景や支援

里親家庭に委託される子どもの背景は年々複雑化しており、虐待を受けている子どもや障害のある子どもの委託も増え、里親の支援ニーズも多様化している（伊藤2018）。里親に委託される子どもの背景には、虐待等によるトラウマや措置変更によるさまざまな喪失、出自に関する情報が少なかったり伝えられにくかったりすることによるアイデンティティ形成の難しさ、意見表明がしづらい環境、措置が切れた後の支援の不十分さなどの

課題があげられている（井出 2022）。

国内の里親に委託された子どもへの支援としては、児童相談所、里親支援センターやフォスターリング機関をはじめとする里親支援機関、里親支援専門相談員等の専門職の訪問と面接のほか、専門職による自立支援、ライフストーリーワークなどの支援も一部行われている（伊藤 2018）。また、子どもアドボカシーの研究や支援も進められている（栄留 2020; 山本 2023）。しかし、井出（2022）の指摘する社会的養護下の子どもの喪失に対する特別な支援は行われていないことがほとんどである。

里親家庭の子ども以外の支援に関しては、精神障害分野や看護分野の研究において、ヤングケアラーの支援や発達障害児等の当事者研究の支援等、近年研究が進められている（濱島ら 2023; 熊谷・森村 2022）。また、親や家族の死別による子どものグリーフサポートも行われている（西田 2016; 高橋ら 2015）。ヤングケアラー支援やグリーフサポートは個別の面談等の支援だけではなく、同じ経験をした当事者同士が関わることによるピアサポートで行われることもある。さらに、当事者研究の研究からセルフアドボカシーといった権利擁護の視点も含まれ（片岡・小島 2017）、ピアアドボカシーとピアサポートも深く関係があると示されている（飯野 2019）。

3. 研究の方法

3.1. 調査方法

本調査は、オーストラリアのニューサウスウェールズ州（NSW）のシドニーを中心に子どもの支援を行っている複数の団体への視察とアメリカ合衆国ハワイ州ホノルルのグリーフケアを行っている団体への視察を行った。

調査は、シドニーは 2024 年 7 月 29 日～31 日に計 3 団体への視察と 1 人の支援者へのインタビューを行い、ハワイ州は 2025 年 2 月 18 日に視察を行った。

3.2. 倫理的配慮

本調査は、大妻女子大学生命科学研究倫理委員会の承認を受け実施した（番号 05-015）。インタビューは IC レコーダーに録音することを説明し、論文や発表に使用することも伝えて了承を得ている。基本的にインタビュー協力者の氏名はイニ

シャル表記とした。

4. 調査結果

4.1 オーストラリアの調査報告

(1) 里親支援機関のセラピューティックライフストーリーワーク・スペシャリスト J 氏へのインタビュー

セラピューティックライフストーリーワーク（TLSSW : THERAPEUTIC LIFE STORY WORK）は治療的ライフストーリーワークとも呼ばれ、児童虐待やネグレクトのトラウマを経験し、過去の痛みを苦しんでいる子どもや若者が、自分を振り返り、自分への思いやりを育み、前に進むことをサポートする治療的アプローチである（TLSSW Japan）。

シドニーのあるニューサウスウェールズ州（NSW）では、「Child Story」という子どもの情報を共有するシステムを構築しているが（資生堂子ども財団 2023）、J 氏によるとシステムは機能していないことがあり、異なる子どもの情報が入っていたこともあった。そのためライフストーリーワーク（LSW）をする際、子どもの正確な情報にあたるのが困難であることがあると話された。

里親支援に関しては、2019 年から制度が変化しており、以前は里親家庭を直接訪問して、里親や子どもと会って話す機会を得ることが多かったが、事前に書類を準備しなければ子どもに会いに行くための経費が出ないなどの方向になり、十分に子どもと関わることはできない。また、里親との面談もオンラインも増えている。NSW 州のシドニー以外の都市への訪問において飛行機で行くこともあり、時間的な制約が大きいと語られた。

ライフストーリーワーク（LSW）は行われているが、情報を子どもに伝えるだけで終わらせてしまっている場合もある。トラウマへのアプローチなどができるセラピューティックな人はとても少なく、子どもと一緒に LSW を行っていく力のある人はあまりいない。里親家庭の実子に対する LSW も重要であり、自分を知ることや喪失やグリーフについて、委託児童のことについて知ることがとても重要であると話された。

(2) SSI への視察

SSI（Settlement Services International）は、地域の様々な組織と連携し、子どもと家族、高齢者、

障害者、雇用、移民・難民などに対して、幅広いサービスを提供する民間のセトルメント機関である（資生堂子ども財団 2023）。特に子どもと家族に対する支援に関しては、家族の有する文化や民族性、言語、宗教等に着眼し、それらに配慮した里親養育支援や若者への自立支援を実施している。SSI は特に、オーストラリアの先住民であるアボリジニ以外の多民族の支援を子どもや家族、高齢者、障害者部門で行っている。先住民の場合は先住民専属の里親支援機関がある。少しでも先住民の血縁があるとその里親支援機関に委託となるが、オーストラリアは移民が多く、いろいろな民族が混ざっている家庭が増えているため、その判断が難しいこともある。

インタビューでは、ケースワーカーや家族再統合を行う支援者の方々 4 名にお話を伺うことができた。

SSI が支援する里親の 63% がキンシップケア (kinship care) で行われている。オーストラリアのキンシップケアは日本の親族里親とは異なり、親族だけではなく子どもとの関わりのある人まで拡大され捉えている。上記で述べたようにオーストラリアは移民が多く、子どもに対し文化的な背景を繋げていくために、子どもと同じ背景の里親にマッチングしていく。時には保護された子どもの文化的背景のある地域に行きリクルートをすることもあるとのことだった。例えば、SSI はベトナム、トルコ、アラビア語を第一言語とする子どもを多く支援している。同じ言語を話すランゲージグループを作ってそれぞれの言葉話せる支援者が関わっている。里親家庭に実子がいる場合の子どもの委託はすべて委託児童の年齢が実子よりも下になるようにすることを原則としている。

里親も親族が行っている場合、集まりを必要としないため、オンラインのグループを作りそこにそれぞれの言語を使用する職員が入り、対応している。そのため、SSI の里親支援では子どもを中心としているグループワークはないが月に 1 回程度ピクニックなどに行く機会を設けている。基本的にキンシップケアのため子どもはあまり集まらないことが多いと語られた。

子どもの支援でいうと、子どもが里親家庭を巣立つ前のリービングケア (Leaving Care) 専属のソーシャルワーカーがいて、10 代の子どもの支

援を行っている。SSI の支援を受けた子どものうち大学の進学率はとても高く、満足度も高いとのことだった。SSI は他機関との連携も行っており、次に紹介する CREATE Foundation ともつながりがある。

(3) CREATE Foundation への視察

CREATE Foundation は、主に家庭外ケアを受けている子どもや社会的養護経験者(ケアリーバー)のための全国的な権利擁護団体である。子どもや若者当事者の声を大切にしながら様々なプログラムやサポートを開発し提供することで、子ども当事者等がより良い生活を創造(クリエイト)することを目指している(資生堂子ども財団 2023)。また子どもやケアリーバーが持つ可能性を最大限に発揮するために、彼らの自信や自己評価を高め、意見が表明できるようにするエンパワメントの活動やアドボカシーの推進、当事者研究や政策提言等も行っている。C 氏へのインタビューでは、もともと里親が委託されていた子どもの意見が聞かれていないことを問題視し団体を立ち上げた経緯や現在のプログラムを行い始めたことをうかがった。

CREATE はいくつかのプログラムがあるが、子ども同士の繋がりを持つことを重要としている。BBQ やアミューズメントパークで遊ぶなどのイベントを開催し、そこで繋がっていく。

0 歳～25 歳の子ども・若者のうち社会的養護を経験している／経験した人を対象としているが 0 歳～12 歳まではアクティビティの参加、12 歳以上になると子どもや若者だけの集まりに参加でき、14～25 歳までをスピークアウトといって大臣やメディアなどで発言できる機会を得られる。13 歳以上の子どもはアートで気持ちを表現したり話し合ったりするイベントに参加できる。話し合いを行う際に、粘土をしたり、手作業をしながら話をしたり、付箋にその時の気持ちを書いたりしている。外でのイベントの時は里親がいるため基本は職員のみで行っていて、どこかの施設などで活動をする際は先方の施設の担当者をお願いしている。イベントには実子も参加しているが、話し合いには参加していない。13 歳以上の話し合いには里親やケースワーカーは参加していない。社会的養護の子どもは 18 歳もしくは 21 歳で支援が切れることが多く、Create の支援期間は長い方

ではあるが、25歳以降の支援はしていない。しかし、大人になってからの支援も必要なことも増えていると思うので、今後メンターのような形で関わられるようにしたいと考えている。

トラウマインフォームドケアを大切にしており、ここでは発言しなくても大丈夫という安心できる場所であることを説明している。子どもによっては後日「あの時言えなかったけれど」と意見を伝えに来る場合もある。

毎月（クリスマスの時期を除き年に11回／毎月1回ずつ）、決められたトピックで話し合う機会を設けており、12歳以上、6～10人ぐらいが話し合いに来ている。話し合いのトピックとしては、ケースワーカーとの関係性、基本的な人間関係、里親との関係などで、施設の子どもを集めての話し合いも行っている。大臣が先日視察に来た際には、その前に、大臣に対して話したいことを話し合った。その中で「メンターが欲しい」「施設に来る人を前もって教えてほしい」「苦情を言える人が身近に欲しい」などの意見が出された。

基本的に Create が関わる中で里親家庭での虐待が見つかった場合、通告しなければいけない義務があるため子どもたちにはそのことについて説明をしている。通告をしなければいけないときは、子どもに伝えてから行うようにしている。

(4) Australian Childhood Foundation (ACF) への視察

ACF は、1986年に設立された、虐待やネグレクトに苦しんでいる子どもたちに対する専門的なトラウマカウンセリングと治療ケア、児童虐待予防に関する研究、専門家に対する教育（NSW州登録研修機関）、コミュニティ意識向上プログラムの実施などを行う非営利組織である（資生堂子ども財団 2023）。児童虐待の予防と、虐待が子ども、家族、地域社会にもたらす悪影響の軽減に努めている。オーストラリア全土で32の機関・団体と連携してプログラムやワークショップを行っており、全国で一日約1,000人の子どもを支援している。Webサイトのリソースを使ったオンラインでの専門家養成、政府の認定が必要な教育プログラムも展開している（資生堂子ども財団 2023）。調査当時は代表1名、チームリーダー3名、17人のワーカーがおり、NSW州からの委託費ですべて運営されている。視察当日はプログラムマ

ネジャーのB氏にお話を伺った。

Our SPACE は、NSW州に居住し、里親やキンシップによる家庭外ケアを受けている16歳以下で過去6カ月のうちに委託先が最低2回変わっている子どもを対象に提供されている、専門家によるアウトリーチ型のトラウマに焦点を当てたセラピーである。

TECA (Trauma Expression and Connection Assessment) は ACF が開発したプログラムで、現在、オーストラリア国内だけではなく、アメリカ、マレーシア、アイルランド、イギリス、カナダにおいて研修を行い、国際的なプログラムとなっている。2年前に開発し、すでに改訂を行っている。イングランドでは大人に TECA を使用するプログラムを展開している。TECA は関係性に基づく治療であり、関係性を強化し改善していく。脳科学に基づいており、かなり小さい段階で脳に大きな影響があることがわかっているが、一般的に子どもの様々な問題行動と脳の影響の関連があることを理解した上で、子どもの行動を考えて対応していないことがあると話された。

TECA はまず子どものアセスメントを行い、4つのタイプから子どもがどのようにトラウマを表出するのかを理解してから、カードを使用してその子どものトラウマの表出の際の対応の方法がわかるようになっている。例えば、暴力的になるタイプの子どもであれば、その子がリラックスできる方法（マッサージをする）などがカードに書いてある。里親や里親の家族、ケースワーカー、子どもなど、子どもと直接かかわる人に効果があるとしている。特に TECA は Fawm/Appease（女子やアジア人に多い）といった一見問題行動が見えないおとなしく、内にこもる子どもに対して見落とされていたものを考えられるようになった。里親家庭の実子も TECA を使うことができる。

子ども自身も怒られたりすることで落ち込んでいたりするが、TECA をすることによって、その理由がわかり、ストレングスに変えることができる。TECA を行った後、学校にその結果を伝え教員にも理解をしてもらうことで子どものトラウマやストレングスをより理解してもらうこともできると話されていた。

4.2 アメリカ合衆国ハワイ州の調査報告

ホノルルにある Kids hurt too Hawaii への視察と

プログラムの参加を行った。日本人のスタッフである伊藤氏は日本の児童養護施設で育った後、アメリカでグリーフケアを行うようになった。伊藤氏は、日本の東日本大震災後のグリーフケアにも関わっている、死別だけではなく社会的養護下の子どもやひとり親家庭のグリーフケアもハワイで行っている。また、2023年にマウイ島で起こった大規模な火災におけるグリーフケアのため、子どもたちへ学校でのグリーフケアも行っている。

視察当日は、ひとり親家庭のためのグリーフのグループを行っていた。開催時間は夕方18時～19時半となっていた。内容は、

- ① 子ども達とその保護者がセンターに集合
- ② 雑談をしながら軽食を食べる
- ③ 子どもと保護者がわかる。
- ④ オープニングサークル（その時々テーマを話す、確認事項）
- ⑤ 遊びの時間
- ⑥ クロージングサークル（お話をして終了）

という流れだった。子どもたちは敷地内の遊具で鬼ごっこをしたり、バスケットボールで遊んだりしていた。参加した子ども10人程度で、小学生の子どもが中心であった。この日は、大手のスーパーなどからフードバンクのための食材がたくさんあり、参加者に配布したり軽食で提供したりしていた。

Kids hurt too Hawaii は、ひとり親家庭の子ども、10代の若者、里親家庭の子ども、死別経験のある子どものように年齢やその背景に応じ、それぞれのプログラムをのプログラムを実施している（例：月に2回の火曜日はひとり親家庭の子どものプログラム）。プログラムごとに時間は多少異なるが1～2時間程度のプログラムで平日の夜に開催している。その他に、柔道のプログラムが毎週水曜日にあり、その時々で工作のプログラムやタロイモ植えのプログラムなどを行っている。また、子どものプログラムの同じ時間に保護者のプログラムを行っており、子どもだけではなく親の会にもファシリテーターが必ず入り、子どもや親の様子を把握している。ファシリテーターは必ず研修を受けている必要があり、研修ではグリーフケアの内容や自分自身の喪失体験などを振り返り、ファシリテーターの役割を理解している。

一般的にグリーフケアは、死別の場合を指すことが多いが、社会的養護下の子どもや離別でひと

り親になった場合も喪失経験をしている。伊藤氏によると、子どもの喪失体験の背景によって子どもの遊び方や感情の表出の仕方が異なるとのことだった。

5. 考察と今後の課題

それぞれの地域での視察やインタビュー調査を行い、日本における里親家庭の子どもへの支援に関して考察する。

前提として、今回視察した2カ所の地域は、文化的な背景、社会的な問題、里親制度、子どもに関する法律など、日本と異なる面が多く、抱えている課題も異なっている。例えば、オーストラリアの里親委託率は90%を超えているが、年々里親になる家庭は減っており、反対に里親ではなく子どもの入所施設が少しずつ増えてきていると今回の視察でも話されていた。また、移民が多いため言語や宗教、文化などが多様である。ハワイでは、物価高騰や住宅問題からホームレスの課題も抱えている（筒井・上原2016）。

オーストラリアのキンシップケア中心の里親委託を考えると、親族やつながりのある子どもであればそう簡単に手放さないこともあるのではないかと考えた。施設がないことで里親間を複数措置変更する（ドリフト）問題は非常に大きく、その都度子どもの喪失が増えていくため、それを防止するサービスを模索している様子だった。日本の親族里親は三親等以内の決まりがあり、それ以外の親類や子どもに関わりのある人を積極的にリクルートするということはあまり見られない。日本の里親の中で数が多いのは養育里親であるが、子どもからすると少しでもつながりのある人に委託されたほうが安心できる場合もあるのではないか。キンシップケアの捉え方を日本でも検討していく必要があると考えた。

今回の視察において、SSIのような多民族の家族を支援する里親支援機関から、特化していない里親支援機関までであるが、先住民の方の里親支援機関が特別にあることを知った。しかし、同じ先住民であれば良い支援ができるかと言われるとそういうこともなく、また先住民の血縁にあったとしても、子どもが他の民族を含んでいて別の言語を話しているなどの場合の支援など難しさがあることがわかった。日本は外国にルーツのある子どもは増えてきているとはいえ、その割合はオース

トラリアが抱えている多民族社会とは大きく異なり、文化や言語的背景の課題のフェーズがオーストラリアとは大きな差がある。しかし、文化や言語は子どものアイデンティティの形成には大切なものであり、日本においても子どもの措置の際に丁寧なアセスメントや対応が求められると考える。

オーストラリアでは、アドボケイトの独立した団体があること、またそこに国や州が支援していることで子どもの権利を守る体制があった。調査の中で、25歳以上の若者の支援への課題を語られた際には、支援とは単純に年齢や期間で終わらず、人と人のつながりを大切にしていくことが重要であると考えた。

日本において、子どもの支援プログラムの中にセラピーの要素を入れることは必要であり、今回お話を伺ったセラピューティックライフストーリーワーク (TLSW) や TECA のようなプログラムは子どもと関わる支援の中では非常に効果的であると考えた。加えて、多くの喪失経験をしている里親家庭の子どもに対するグリーフケアも非常に重要である。これらの支援がそれぞれの団体において行われているが、1つの団体がいくつかの支援内容を提供できるようになることや子どもに応じて支援の選択ができるような資源が各地域に必要であり、そこには団体が継続して活動が続けられるような経済的、人的な土台が必須であると考えた。

日本において、子どものアドボケイトは現在社会的養護下の子どもへの訪問が中心であるが、CREATE Foundation や Kids hurt too Hawaii のように同じ経験をした子ども同士がつながることができる機会の保障も大切なことである。しかし、SSI の調査を行った際に、CREATE Foundation からユースのための支援を入れているが、10代ではあまり参加したがない様子があるという話を伺い、子どもそれぞれのニーズに合った意見表明の支援体制を整えることの難しさも感じた。

これらの団体の視察から、職員の方々の専門性や熱意を感じるが多かった。子どもの支援は継続性が重要であり、職員が辞めないことや数多くの子どものケアを行わず少人数の子どもに対して丁寧な関わりをすることが子どもの支援の質を高められるのではないかと考えた。

日本では里親等委託率が50%を超える自治体

から10%台の自治体まであり、里親家庭への理解やその後の支援の体制も差が大きい。日本の里親家庭で生活することもが自治体によって受ける支援が大きく異なるようにすると同時に、里親家庭の子どもがそれぞれの子どものに合う支援を受けられるように社会資源も広げていく必要があると考える。

謝辞

本調査にご協力いただきました皆様に感謝申し上げます。

本研究はJSPS 科研費 23K12640 の助成を受けたものです。

引用文献

- 栄留里美 (2020). 施設訪問アドボカシーの取り組みについて. 世界の児童と母性, 88, 23-27.
- 濱島淑恵・宮川雅充・南多恵子 (2023). 子どもがケアを担う背景・要因の検討—高校生を対象としたヤングケアラーに関する質問紙調査—. 社会福祉学, 64 (1), 31-45.
- 井出 智博 (2022). 社会的養護に内在する喪失とそれに伴う悲嘆についての包括的理解と支援に関する理論的検討. 臨床心理発達相談室紀要, 5, 33-47.
- 飯野雅治・ピアスタッフネットワーク (2019). 当事者主導サービスで学ぶピアサポート. クリエイツかもがわ.
- 伊藤嘉余子 (2018). 里親家庭における養育実態と支援ニーズに関する調査研究事業報告書. 平成29年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業.
- 片岡美華・小島道生 (2017). 事例で学ぶ 発達障害者のセルフアドボカシー: 「合理的配慮」の時代をたくましく生きるための理論と実践. 金子書房.
- こども家庭庁 (2024a). 里親支援センター及びその業務に関するガイドライン.
- こども家庭庁 (2024b). 里親支援センター設置運営要綱.
- 熊谷晋一郎・森村美和子 (2022). 特別な支援が必要な子たちの「自分研究」のススメ: 子どもの「当事者研究」の実践. 金子書房
- 西田正弘 (2016). 子どものグリーフサポートの歴史と現状と課題. 社会福祉研究, (127), 91-98.

- 才村眞理・大阪ライフストーリー研究会編(2016).
今から学ぼう！ライフストーリーワークー施設や里親宅で暮らす子どもたちと行う実践マニュアル. 福村出版.
- 資生堂子ども財団 (2023). 第47回 (2022年度)
資生堂児童福祉海外研修報告書.
- 高橋聡美・川井田恭子・佐藤利憲・西田正弘(2015).
わが国における子どものグリーフサポートの変遷と課題. グリーフケア, (3) 45-65.
- 筒井久美子・上原優子 (2016). ハワイのホームレス問題とNPOの取り組み. 立命館国際地域研究. 44, 21-37
- 山本真知子 (2023). 里親制度における子どもアドボカシーの課題と展望ーピアサポートとピアアドボカシーに焦点をあててー. 大妻女子大学人間関係学部紀要, 24, 65-75.

<ウェブサイト>

- THERAPEUTIC LIFE STORY WORK セラピューティック ライフストーリーワーク TLSW
Japan
<https://www.myalloundhub.org/tlsw>
(参照 2026.1.31)

